

平成30年8月3日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
(うち屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 2件
(うち照明器具1件、扇風機1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 9件
(うちACアダプター(インターホン用)1件、
直流電源装置(パソコン用)1件、電動アシスト自転車1件、
運動器具(エクササイズ用)1件、電気ポンプ1件、
電動車いす(ハンドル形)1件、電気冷凍庫1件、
雷防護装置1件、エアコン(室外機)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)
において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 柳川、牧野

電話: 03-3507-9204(直通)

FAX: 03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800254	平成30年6月17日	平成30年7月31日	屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)	GQ-1604WS	株式会社ノーリツ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年7月25日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800253	平成30年7月15日	平成30年7月31日	照明器具	HH-LP798N	パナソニック株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	静岡県	
A201800258	平成30年7月20日	平成30年8月1日	扇風機	TK-F3004R	燦坤日本電器株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	京都府	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800248	平成30年7月13日	平成30年7月30日	ACアダプター(インターホン用)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から20年以上経過した製品
A201800249	平成30年6月18日	平成30年7月30日	直流電源装置(パソコン用)	火災	事務所で異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	三重県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年7月20日
A201800250	平成30年7月16日	平成30年7月30日	電動アシスト自転車	火災	店舗の駐輪場で当該製品のバッテリーを焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	広島県	平成30年7月26日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201800251	平成30年7月14日	平成30年7月30日	運動器具(エクササイズ用)	重傷1名	施設で使用者(70歳代)が当該製品の座席の高さを調整中、座席と調節レバーとの間に指を挟み、左手指を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A201800252	平成30年7月7日	平成30年7月30日	電気ポンプ	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の設置状況を含め、現在、原因を調査中。	北海道	製造から20年以上経過した製品 平成30年7月26日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201800255	平成30年7月21日	平成30年7月31日	電動車いす(ハンドル形)	死亡	当該製品に乗車中、踏切内で列車にはねられ、病院に搬送後、死亡が確認された。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A201800256	平成30年7月13日	平成30年7月31日	電気冷凍庫	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	和歌山県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年7月18日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し厳重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生日道府県	備考
A201800257	平成30年7月23日	平成30年8月1日	雷防護装置	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201800259	平成30年7月21日	平成30年8月1日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し た。当該製品に起因するの、他の要因かも含め、現在、原因を 調査中。	大分県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

照明器具 (管理番号:A201800253)



扇風機 (管理番号:A201800258)

